様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日 2025年　2月　27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） えーゆーじぶんぎんこうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　ａｕじぶん銀行株式会社  （ふりがな）たなか　けんじ  （法人の場合）代表者の氏名　田中 健二  住所　〒103-0027  東京都中央区日本橋１丁目１９番１号  法人番号　4011101057379  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2024中間期ディスクロージャー誌 | | 公表日 | 2025年1月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ  公表場所：  https://www.jibunbank.co.jp/corporate/financial\_information/pdf/disclosure\_20250127.pdf  記載箇所：  「P2.auじぶん銀行からのごあいさつ」  「P20. DXに関する取組」 | | 記載内容抜粋 | P.1  昨今、金融業界を取り巻く環境が大きく変化している 中、お客さまが金融サービスを利用する際の選択肢も増 えており、銀行間の競争もし烈になっております。auじぶん銀行をご利用いただき、お客さまの生活をより便利で 豊かに変えていきたい― その使命を実現するためにも、 「デジタルを駆使する。お客さま視点で考える。そして、期 待を超える金融へ。」というパーパスを軸に、先進技術を 駆使し、既成概念にとらわれない革新的な商品・サービス の開発に一層努めてまいります。  P.20  当行は目指す姿として、「お客さまに一番身近に感じてもらえる会社」、「ワクワクを提案し続ける会社」、「社会の持続的な成長に貢献する会社」を掲げており、変化し続ける市場やお客さまのニーズに対応するために、スマートフォンを中心とした商品・サービス提供において、デジタル技術を活用し、お客さま満足を追求してまいります。  方向性  　1.お客さまが望むニーズを徹底的に理解し、お客さまに合った魅力的な商品・サービスを素早く提供する  　2.新たなテクノロジーを活用した革新的なサービスを創造し、お客さまに素早く提供する  　3.テクノロジーを活用し、業務の自動化/効率化を追求しながら、社員のスキルアップと働きやすい環境を提供する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議に基づき策定 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | auじぶん銀行DXページ | | 公表日 | 2023年6月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | auじぶん銀行DXページ  https://www.jibunbank.co.jp/landing/dx\_strategy/  「auじぶん銀行のDX」→「DX戦略」  「auじぶん銀行のDX」→「取組事例」 | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略」に以下の内容を記載  当行ではデータやデジタル技術の活用を推進するために以下の重点テーマに取り組んでいます。  1.顧客接点の変革  デジタル技術を活用した顧客接点強化  ・顧客データやお客さまの声、アプリストアレビューなどをデジタル技術（AIなど）を用いて、お客様のニーズを可視化し、お客さまごとに最適な商品・サービスのご案内やWebサイト・アプリなど顧客接点の改善を実施  2.業務プロセスの変革  RPAやAI等デジタル技術を活用した社内業務のプロセス改善  ・業務負荷が高い業務を分析し、デジタル技術（RPAやAI-OCRなど）を用いて、業務の自動化やペーパーレスを推進し、業務効率化を実現  3.イノベーションによる価値創造  新たなデジタル技術による利便性向上への取り組みや、外部共創  ・新たなデジタル技術（ブロックチェーンやNFTなど）を活用したビジネスモデルの調査・研究  ・ピッチイベント等への参加によるベンチャー企業との共創を検討  上記戦略に沿った取組を「取組事例」にて記載  【AIを用いて、お客さまにあった商品・サービスをご案内！】  商品への関心が高いお客さまに対してメールを配信できるように、AIアルゴリズムを活用し銀行員自らモデルを構築。今回はじぶんローンのモデルを構築し、じぶんローンを必要としているお客さまに絞り込んでメールを配信。関心の高いお客さまへのメール配信で従前より契約率向上。  【仮審査業務をRPAで自動化！】  業務を可視化するとともに、単純な作業を改善することから始め、単純作業はRPAを用いて自動化を実現。20分かかっていた業務が1分に短縮されました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議に基づき策定 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | auじぶん銀行DXページ  https://www.jibunbank.co.jp/landing/dx\_strategy/  「auじぶん銀行のDX」→「推進体制」  「auじぶん銀行のDX」→「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 「推進体制」に以下の内容を記載  当行では、実務執行責任者（代表取締役社長）の指示の下、データやデジタル技術を活用した戦略を遂行するために、DX本部が各業務部門と協力しながら社内横断的にプロジェクトを推進しております。  「DX戦略」に以下の内容を記載  4.DX人材育成  DX推進人材、UI/UX人材、データ分析人材の確保、育成 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | auじぶん銀行DXページ  https://www.jibunbank.co.jp/landing/dx\_strategy/  「auじぶん銀行のDX」→「推進体制」→「デジタル技術活用環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | 「推進体制」→「デジタル技術活用環境の整備」に以下の内容を記載   1. 外部向けAPIの拡充   （補足）  具体的な方策としては、以下のとおり。  ・更新系外部API(FAPI準拠)を提供可能なAPI基盤環境の構築  ・行内システムは、API基盤を介した疎結合なシステム構成に順次移行  ・外部/内部API開発の内製化体制構築  2. データ利活用をしやすいデータ分析基盤の整備  （補足）  具体的な方策としては、以下のとおり。  ・よりデータ分析がしやすいBI環境構築  ・Pythonを用いた高度な分析やAIアルゴリズム分析ができる環境構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | auじぶん銀行DXページ | | 公表日 | 2023年6月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | auじぶん銀行DXページ  https://www.jibunbank.co.jp/landing/dx\_strategy/  「auじぶん銀行のDX」→「DX戦略の成果指標」 | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略の成果指標」に以下の内容を記載  1.データ利活用による営業力の強化  2.デジタル技術活用による業務効率の向上  3.DX人材の人数  （補足）  非公開ですが、2022年度策定した中期経営計画にて次のDX戦略について達成指標を定めており、DX本部にてDX戦略の達成状況を定期的にモニタリングしております。達成指標の一例としては、以下のとおりです。  1.データ利活用による営業力の強化  ・DWHなどのデータ利用件数  ・各チャネルの口座開設申込件数、離脱率  ・デジタル技術を活用したサービスのPoC件数  2.デジタル技術活用による業務効率の向上  ・労働時間  ・印刷枚数  3.DX人材の人数  ・DX人材（データアナリスト、UXデザイナなど）の人数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024月7月29日 | | 発信方法 | 2024(2023年度)ディスクロージャー誌  https://www.jibunbank.co.jp/corporate/financial\_information/pdf/disclosure\_20240729\_03.pdf  「P2.auじぶん銀行からのごあいさつ」 | | 発信内容 | 代表取締役社長（実務執行統括責任者）から以下の内容を発信しております  時代や環境の変化とともに、求められる金融サービスも多様化しています。そのなかで、auじぶん銀行はどうあるべきか― その存在意義を改めて定義すべく、開業15周年に際し、「デジタルを駆使する。お客さま視点で考える。そして、期待を超える金融へ。」をパーパスとして定めました。先進の技術研究を駆使し、常にお客さま視点で既成概念にとらわれない革新的な商品・サービス開発に取り組むことで、お客さまの生活をより便利に、豊かに変えていくことに貢献していきます。そして、事業を継続していくなかでお客さまの期待を超え、「未来まで明るく。」できるよう、さらなる発展を遂げてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年1月頃　～　2025年2月頃 | | 実施内容 | IPA DX認定制度　申請チェックシートに基づくDX推進指標への適合度確認 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 継続的取組みとして実施 | | 実施内容 | 定期的にサイバーセキュリティ対策会議を開催しており、サイバー攻撃・サイバー犯罪事案への対応力、内部管理体制、規程類に関して評価を行っている。  評価の結果、補強が必要な事項については、すみやかに強化を図り、サイバーセキュリティへの対応を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 |  | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。